

令和6年度兵庫県立公園あわじ花さじき指定管理者公募に係る質問の回答

質問番号	該当資料名	該当頁・項目	質問内容	回答
1	募集要項	P9・7 自主事業の実施(1)事業内容②留意事項	②留意事項のカで「県立施設に相応しいメニュー. . . 」とありますが「県立施設に相応しい」とは具体的にどのような条件を指すのでしょうか。	公共性、利用の公平性、運営の安定性の確保を前提とした上で、広く県民に安定的なサービスを提供するものとしてください。 なお、メニューについては、地域の農林水産業振興に寄与するため、淡路産の農林水産物及び加工品等の提供・販売を心がけた提案が望ましいです。
2	管理水準書	P5・(5)境界確認	「境界杭の巡視確認を年2回以上行うこと」と記載されていますが、現地に明確な境界杭はありません。 一部に農林水産省のコンクリート製杭はありますが、花さじきの境界かどうか不明のため、現在は境界確認が不可能です。 このため、来年度以降の指定管理に向けて、境界杭、位置図を示されるのかお伺いします。	境界及び境界杭については、現状把握できる範囲での巡視確認で対応してください。
3	募集要項	P8・(6)ホームページの管理運営費	公衆無線LANの回線使用料を指定管理者負担とあるが、この公衆無線LANは現在設置されている「Hyogo Free wi-fi」を指しているのでしょうか。 その場合はこの使用料の金額をご教示頂けませんでしょうか。 または、別途公衆無線LANを指定管理者による設置が必要と解釈するのかお伺いします。	お見込みのとおりです。県が設置している公衆無線LANについては、保守費用を県が負担するため、使用料負担はありません。 別途設置箇所の変更や追加設置を求める場合、費用は指定管理者の負担となります。
4	資料集	P2 P16・1 設置目的 条例第1条	花さじきの設置目的について、条例と資料集では、記載が異なるがどちらが正しいのでしょうか。  条例：県民に花とふれあう憩いの場を提供し、花に関する知識の普及を図るため、兵庫県立公園あわじ花さじきを置く。  資料集：県民に花とふれあう憩いの場を提供し、淡路花博がめざした自然再生の理念を継承しつつ、花に関する知識の普及を図るため設置された。	資料集における記載については、設置理由をより詳細に示しております。条例と記載内容は違いますが、いずれも正しい内容をご認識いただき提案をお願いします。
5	資料集	P1・I 年度毎の基準価格	年度ごとの基準額の上限が示されていますが、各年度の指定管理料の当初予算協議においては、人件費、資材費、光熱水費等、指定管理者の責に負えない経費の上昇について、単価スライド等、配慮される方針であるのかお伺いします。	個別の協議等は原則行いませんが、社会情勢や県に起因する事項等により、全体的に措置するという方針が出れば、指定管理料を上乗せする等の対応を行う可能性はあります。
6	募集要項	P9・7自主事業の実施	現在入居している地域物産等販売事業所、レストラン事業者の契約期間はいつまで、また次年度以降の入居継続の意向は決まっていますか。	現在の運営事業者の契約期間は令和7年3月31日までとなっております。また、現在の運営事業者は現指定管理者と契約しているため、次年度以降の入居継続の意向について県では情報を持ち合わせておりません。
7	募集要項	P13・9 応募方法(8)応募書類	提出書類(副本)の応募者が特定できない内容とは、企業名以外ほどの範囲までを意図していますか。例 住所 役員名 その他 運営実績から特定できるもの等	原則、企業名等応募者が特定できる固有名詞を黒塗り又は削除してください。 なお、応募書類提出後応募者が特定できると判断した場合は、必要に応じ追加で黒塗り又は削除を要請する場合があります。
8	管理水準書	P4・2 設備管理(3)清掃管理	日常清掃の実施日数、実施スタッフ数(1日の人数)、時間数(総時間またはシフト時間)をご教授ください。	日常清掃の実施方法については、具体的な報告を求めておりませんので、県は情報を持ち合わせておりません。
9	募集要項	P3・5 管理の方法(1)関係法令の遵守⑤	公共建築物定期点検において、建築(1回/3年)の点検で直近に行われた点検はいつでしょうか。ご教授下さい。	完成後6年を経過していないため、直近の点検実績はありません(令和元年12月便益施設棟完成)。
10	募集要項	P3・5 管理の方法(2)休園日等	保守点検等で、休園日に実施の項目、または開園日で営業時間外に実施が必要な点検の実績をご教授ください。	園内作業及び停電を伴う点検を臨時の休園日を設けて実施しております。臨時の休園日については、県と協議の上、設定することが可能です(別途募集要項に追記します)。 また、開園日の営業時間外に実施する点検の実績はありません。
11	募集要項	P5・(5)県民利便施設に関する事項	現在、自動販売機は何台設置されているか	計7台設置されております。

12	募集要項	P7・(4) 修繕費等の取扱い	直近5ヵ年の修繕費の内訳をご教授ください。	令和2年：多目的室修繕、トラクタ修理他 令和3年：多目的室修繕、トラクタ修理他 令和4年：電話機修繕、塗膜防水他補修、トラクタ修理他 令和5年：監視カメラ修繕、駐車場精算機の新500円及び新紙幣対応修繕他  ※令和2年は3月～令和3年3月までの実績となります。 ※令和2年3月リニューアルオープンのため、令和元年の実績はありません。
13	募集要項	P7・(5) 光熱水費・通信費	新設される仮倉庫兼従業員休憩所で発生する費用は何か、電気代などの予定費用はいくらで募集において予算化されていますか。	警備費、光熱水費が見込まれます。基準額の詳細については、回答できませんが、仮倉庫兼従業員休憩所を施設情報については、資料集P4に追記させていただきますのでご参照ください。
14	募集要項	P16・プレゼンテーション	プレゼンテーションの選定員の構成をご教授下さい。	学識者、経営計画・会計、広報・マスコミ、観光振興・地域連携、行政の分野より5名の委員で構成されています。 なお、審査過程の透明性確保のため、審査後に審査結果や委員名簿を公表します。
15	募集要項	P16・プレゼンテーション	プレゼンテーションの参加人数に制限はありますか。	プレゼンテーションの参加人数は5名までとします。
16	資料集	P4・4 設備一覧	事前料金精算機の追加が予定されていますが、型式と保守費用等についてご教授ください。	型式は資料集P5に記載しております。費用については、基準額の詳細となりますので回答できません。
17	管理水準書	P3・2 設備管理(2)④イ昇降機	昇降機の点検はフルメン、POGどちらでしょうか。また、昇降機の詳細な仕様についてご教授下さい。	県は点検の契約方法については、指定しておりません。法令を遵守し適切に点検を行ってください。 エレベーター機器の仕様は資料集P28をご確認ください。
18	管理水準書	P3・2 設備管理(2)④ア空調設備等	空調機に関する現在実施の点検項目と定期清掃の実施回数についてご教授ください。	県は点検の契約方法については、指定しておりません。法令を遵守し適切に点検を行ってください。
19	資料集	P7・7 現行の職員配置	施設の維持管理・設備管理を担当する職員は、現在何名常駐されているのでしょうか？	資料集P7「7 現行の職員配置図状況」をご覧ください。
20	資料集	P8・8 管理経費	収入の部 それぞれの内訳についてご教授ください。 ※指定管理料以外 ・駐車料金（一般車、その他車両） ・施設利用料（1F）賃料収入、売上コミッション、その他など ・施設利用料（2F）賃料収入、売上コミッション、その他など	資料集P8「8 管理経費」をご確認ください。 （施設利用料はいずれも賃料の相当するものです）  【参考】駐車台数 令和2年：一般車143,983台、その他車両458台 令和3年：一般車150,001台、その他車両673台 令和4年：一般車124,383台、その他車両1,464台 令和5年：一般車144,912台、その他車両5,015台
21	資料集	P8・8 管理経費	支出の部、それぞれの内訳についてご教授ください。特に、事業費、間接費について詳細な開示をお願いします。	資料集P8「8 管理経費」を修正しましたのでご確認ください。
22	資料集	P8・8 管理経費	指定管理料の収入の2月補正による追加分は何に対する追加予算かご教授ください。	資料集上に記載のない事項のため、回答できません。
23	資料集	P8・8 管理経費	委託費の内容についてご教授ください。	花畑植栽管理、交通誘導員、廃棄物処理、機械警備等となっております。
24	管理水準書	P23・1 定期・保守点検	定期・保守点検で委託している項目と業者についてご教授ください。	県は点検の契約方法については、指定しておりません。法令を遵守し適切に点検を行ってください。また、特定の業者の名称については、公平性の観点から開示できません。
25	管理水準書	P7・2 施設運営	駐車場人員の増員について、繁忙期などで、駐車場の誘導等で人員を増員配置した実績があれば期間、人数、費用等ご教授ください。	令和5年度は計8ヵ月（4～5月、7～11月、令和6年3月）で交通誘導員を延べ608人配置しております。なお、費用については、現指定管理者が対応しているため、県では情報を持ち合わせておりません。